

次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2020年10月1日～2023年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・法令に基づく諸制度を調査する。
- ・制度に関するパンフレットの作成し社員へ周知を行う。

目標2：従業員の育児にかかる制度の拡充を図る。

<対策>

- ・小学校就学前の子を持つ社員が利用できる短時間勤務制度を整備する。
- ・子の看護休暇制度の弾力的な運用を検討する。
(子の対象年齢の拡大、時間外労働の免除、時間単位での取得を認めるなど)